



当院は以下の指定医療機関です

当院は、以下の制度に基づく指定を受けた医療機関です。
それぞれの制度に応じた診療体制を整え、患者様に安心・安全な医療を提供しています。

◆ 指定医療機関の種類

- **生活保護法指定医療機関**
生活保護を受給されている方の医療を担当する指定を受けています。
- **中国残留邦人等支援法指定医療機関**
中国残留邦人等の方々が医療を受けやすくするための支援制度に基づく指定を受けています。
- **難病の患者に対する医療法等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関**
特定疾患(難病)に関する診療および申請書類の作成に対応しています。
- **指定自立支援医療機関(精神通院医療)**
精神疾患で通院される方が自立支援医療制度を利用できるよう、診療と申請支援を行っています。
- **身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医**
身体障害者手帳の交付に必要な診断書を作成できる医師が在籍しています。